

借金問題

手続編

Restart with Adire

弁護士を、もっと身近な存在に。

「アディーレ」＝「身近な」法律事務所として

「弁護士」と聞くと、どんな存在をイメージしますか？

「近寄りたくない」、「相談しづらい」、「お金がかかりそう」…。

困ったことが起きたときにだけ登場する弁護士は、
日常からかけ離れた、縁遠い存在だと思われるかもしれません。

そんな弁護士に対するイメージを覆し、
皆さまにとっての「身近な法律事務所」になることが、
私たちアディーレの理念です。

何度でも無料でご相談を受け付けること[※]

弁護士費用を明確にして、ご依頼時の不安をなくすこと。

全国に支店を構え、多くの方がご相談しやすい環境を作ること。

ラテン語で「身近な」を意味する「アディーレ」の名にふさわしくありたいと、
創設以来、お客さま一人一人と真摯に向き合い、
よりよいサービスの提供に努めてまいりました。

自分では解決できないトラブルや問題に直面したとき、
「誰にも相談できない」、「どうすればいいかわからない」と、
一人で抱え込んでしまう必要はありません。

まずは、あなたのことを何でも話してみてください。
あなたの“これから”を、アディーレと一緒に考えます。

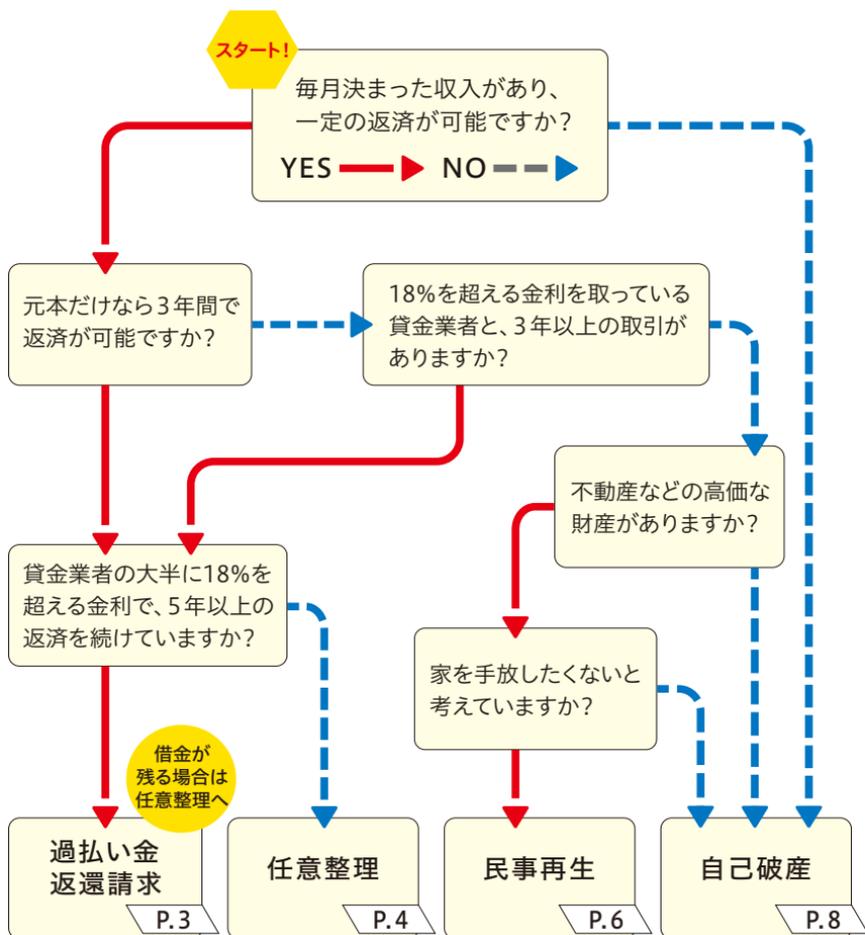
※一部サービスのご相談は有料となります。

債務整理方法診断

フローチャートで10秒診断!あなたに合う債務整理方法は?

債務整理には、「任意整理」、「民事再生」、「自己破産」という3つの方法があり、これらを総称して「債務整理」と呼びます。また、「過払い金の返還請求」も借金問題を解消する手続の一つですが、過払い金の返還請求は払い過ぎた利息を返してもらうことが目的で、債務整理は借金を減額またはなくすることが目的であり、手続の性質は大きく異なります。

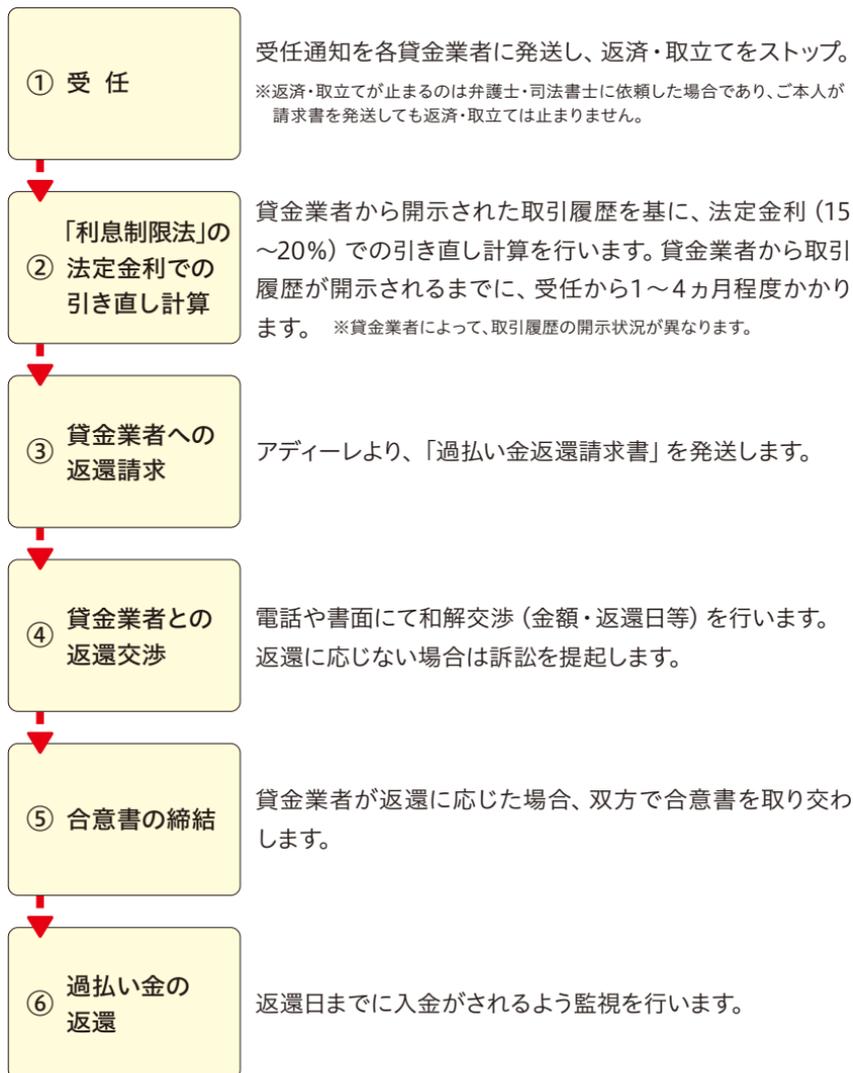
「任意整理」の方は過払い金返還の可能性はあるかどうかを、「民事再生」、「自己破産」の方はさらに詳しい債務整理方法を、下のフローチャートで調べてみましょう。



一般的な過払い金の返還請求手続の流れ

それでは、過払い金の返還請求は、どのような手続になっているのでしょうか。一連の流れを見てみましょう。

▼ 任意での返還交渉の場合



任意整理の手続

ここからは、債務整理の3つの方法について詳しく説明していきます。まずは任意整理です。任意整理とは、弁護士が貸金業者と交渉し、毎月の返済額を減らすことにより、原則3年間（場合によっては5年間）を目安に返済していく手続です。では、任意整理のメリット・デメリットとは何でしょうか？

メリット

任意整理のメリットは、**債権者との交渉の結果によって、法定金利(15～20%)まで借金を減額し、これまでの遅延損害金、今後発生する利息をカットできる場合がある**ということです。また、任意整理は各債権者との個別の和解ですので、たとえば自動車のローンは任意整理をせず、これまでどおり支払い続けて、そのほかの借金を任意整理するというように、柔軟に債務整理をすることが可能な点も挙げられます。さらに自己破産と異なり、財産の処分や資格制限が一切ない点もメリットといえます。

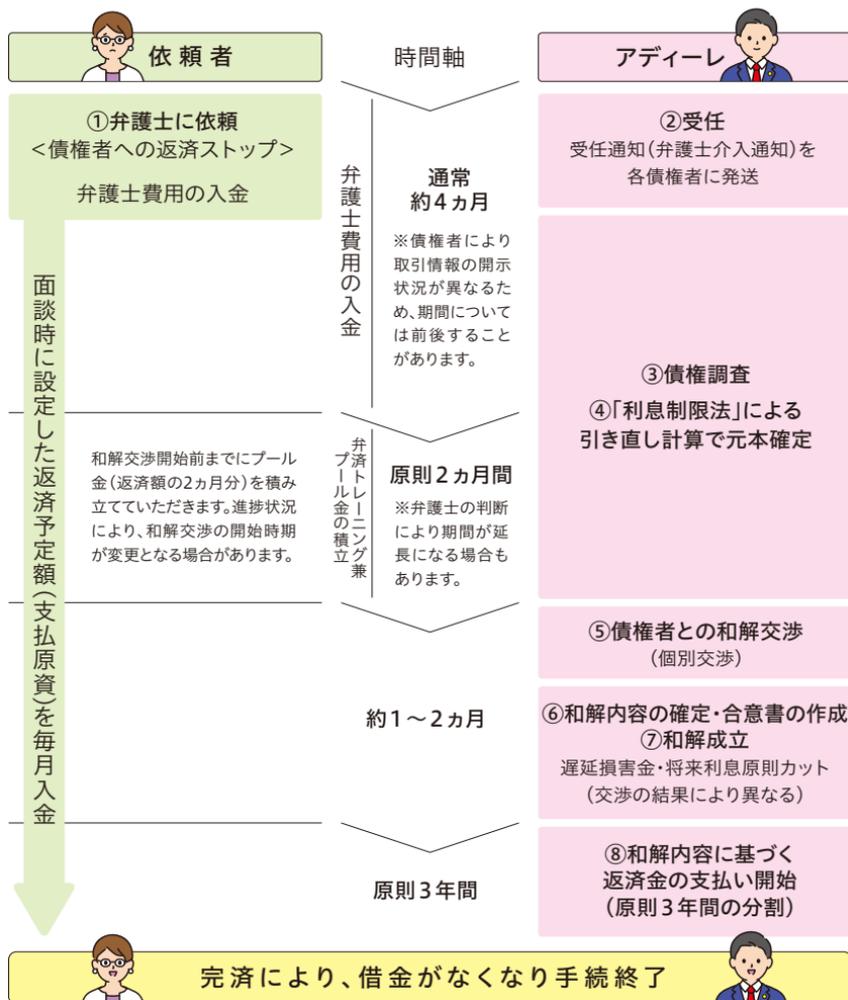
デメリット

任意整理のデメリットは、借金が「利息制限法」で定められた法定金利(15～20%)まで減額されるものの、**民事再生や自己破産のように借金が大幅に減額される、もしくは借金がなくなる**ということはほとんどなく、**借金の減額が少ない**という点が挙げられます。また、法定金利内の借金については、ほとんど減額することができません。なお、信用情報機関に事故情報（いわゆる「ブラックリスト」）が登録されてしまう点は、民事再生・自己破産と同様です。

任意整理と民事再生・自己破産との違い

	任意整理	民事再生・自己破産
財産	財産が処分されない	【再生】財産が処分されない 【破産】高価な財産が処分される
資格制限	資格制限がない	【破産】資格制限がある
借金	借金があまり減額されない	【再生】借金が大幅に減額 【破産】借金がなくなる
債権者	特定の債権者のみ整理可能	すべての債権者に対して行う必要あり

一般的な任意整理の手の続の流れ



※返済予定額は、計算結果または交渉によって増減する可能性があります。



債権者への返済は、面談時に設定した返済予定額(支払原資)を当事務所に毎月積み立てていただき、当事務所が依頼者の方に代わり、各債権者への返済を代行いたします。なお、銀行の振込手数料を含めた送金代行手数料として、債権者1社あたり1,100円(税込)/回が必要となります。

「持ち家を残したい!」「車を残したい!」

民事再生の手続 (東京地方裁判所の場合)

次に、債務整理の手続として民事再生があります。これは、現在の借金が返済できないことを裁判所に認めてもらい、住宅等の財産を維持したまま、減額された借金を原則として3年間で分割して返済していく手続です。それでは、民事再生のメリットとデメリットを見ていきましょう。


メリット

民事再生のメリットは、**処分されたくない高価な財産(主に住宅等)を維持したまま、借金の整理をすることができる**点です。住宅ローン以外の返済を大幅に減額することができ(住宅ローンは一切減額されません)、手続期間中に一定の職業に就けないなどの資格制限がありません。

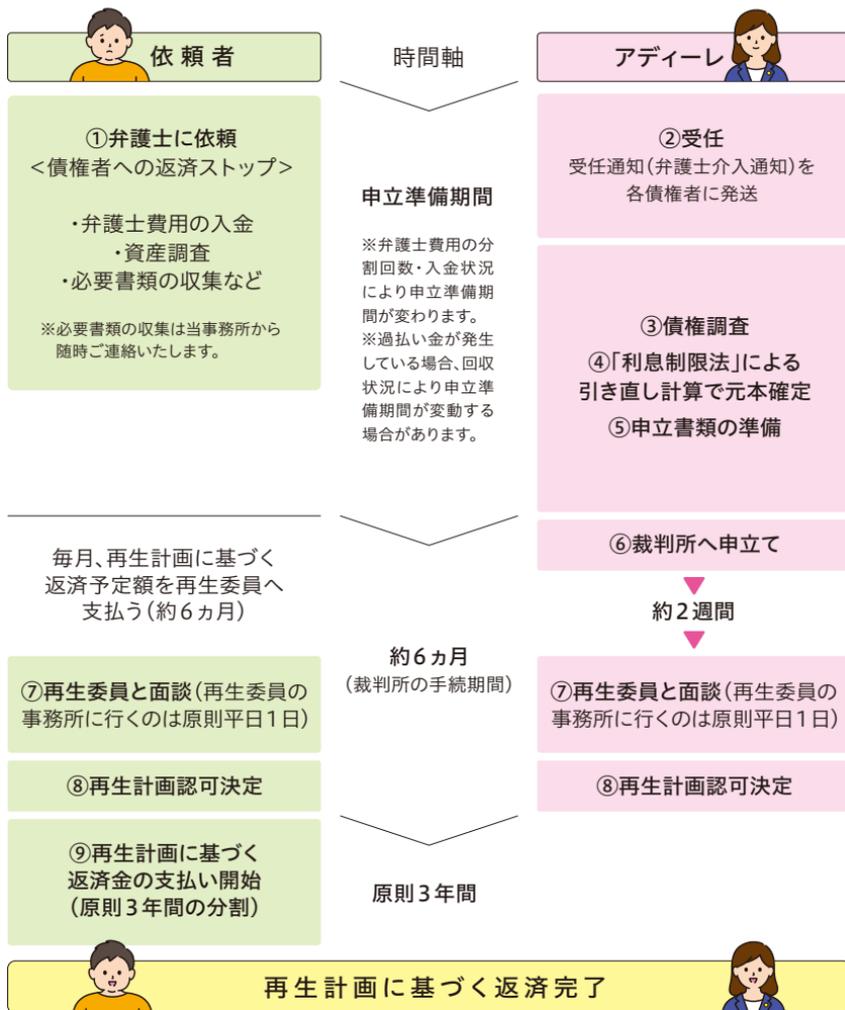

デメリット

民事再生のデメリットは、**借金が減額されても法的にすべてなくなるわけではない**という点です。そのため、住宅ローンについては全額、そのほかの借金については減額された借金を支払っていかなければなりません。確実に返済できるかが重要視されるため、失業等で収入が不安定にならないように注意する必要があります。また、手続にかかる時間と手間が自己破産に比べ多くなりますので、弁護士費用や裁判所への予納金(個人再生委員報酬)が多少高額になってしまう点も挙げられます。

自己破産との違い

	民事再生	自己破産
借 金	5分の1程度に減額 ただし、住宅ローンは減額されない	借金がなくなる
財 産	財産が処分されない	高価な財産が処分される
資格制限	資格制限がない	手続中の資格制限がある
期 間	手続は申立てから5~6ヵ月程度	手続は申立てから3~6ヵ月程度

一般的な民事再生の手続の流れ (東京地方裁判所の場合)



※住宅資金特別条項付きの民事再生の場合は、ほかの借金返済の終了後も、住宅ローンの支払いを継続して行う必要があります。

自己破産の手続（東京地方裁判所の場合）

最後に自己破産です。自己破産は、債務者の現在および、将来の収入・財産によって、借金を返済することが困難であることを裁判所に認めてもらい、法律上、借金の支払い義務が免除される手続です。それでは、自己破産のメリットとデメリットを見ていきましょう。

メリット

自己破産のメリットは、**法的に借金がすべてなくなる**ことです。借金を抱えたまま生活を立て直すには困難が伴いますので、借金の支払い義務がなくなる自己破産は、今後の生活を立て直し、新たなスタートを切るためにも経済的に有利な方法です。

デメリット

自己破産のデメリットは、**原則として20万円（現金については99万円）を超える財産が処分される**点です。次に、手続の期間中（申立てから3～6ヵ月程度）に以下のような**一定の職業に就くことが制限される**ことも挙げられます（これを「資格制限」といいます）。

[制限職種]

弁護士・税理士等の士業、宅地建物取引士、生命保険募集人、
旅行業務取扱管理者、警備員 など

※医師、薬剤師、看護師、教員、一般の公務員などは自己破産をしても制限を受けません。

自己破産のデメリットは以上のように限られたものであり、戸籍や住民票への自己破産の事実の記載や全財産の処分、選挙権の制限等は一切ありません。また、自己破産して裁判所に法的に借金がなくなることを認めてもらった（これを「免責」といいます）あとに得た収入や財産は、自由に使用できますので、手続後はご自身の収入・財産による生活の再建が可能です。

自己破産は、多重債務者の方が再スタートを切るために、法律によって認められた借金をなくす方法なのです！

自己破産のメリット・デメリット ※東京地方裁判所の場合

◎ メリット

・借金が法的になくなる(今後返済する必要がなくなる)

・高価な財産が処分される
(原則20万円、現金については99万円を超えるもの)

△ デメリット

・手続中は一定の職業に就くことが制限される

・官報に掲載される

・郵便物が転送される(少額管財手続の場合、手続中のみ)

自己破産は、原則として管財人が選任される「**少額管財**」という手続ですが、資産や借金などの状況により、例外的に管財人が選任されない「**同時廃止**」という手続が用意されています。なお、少額管財・同時廃止のいずれの手続となるかは、個別の事案において裁判所の判断となります。

コラム

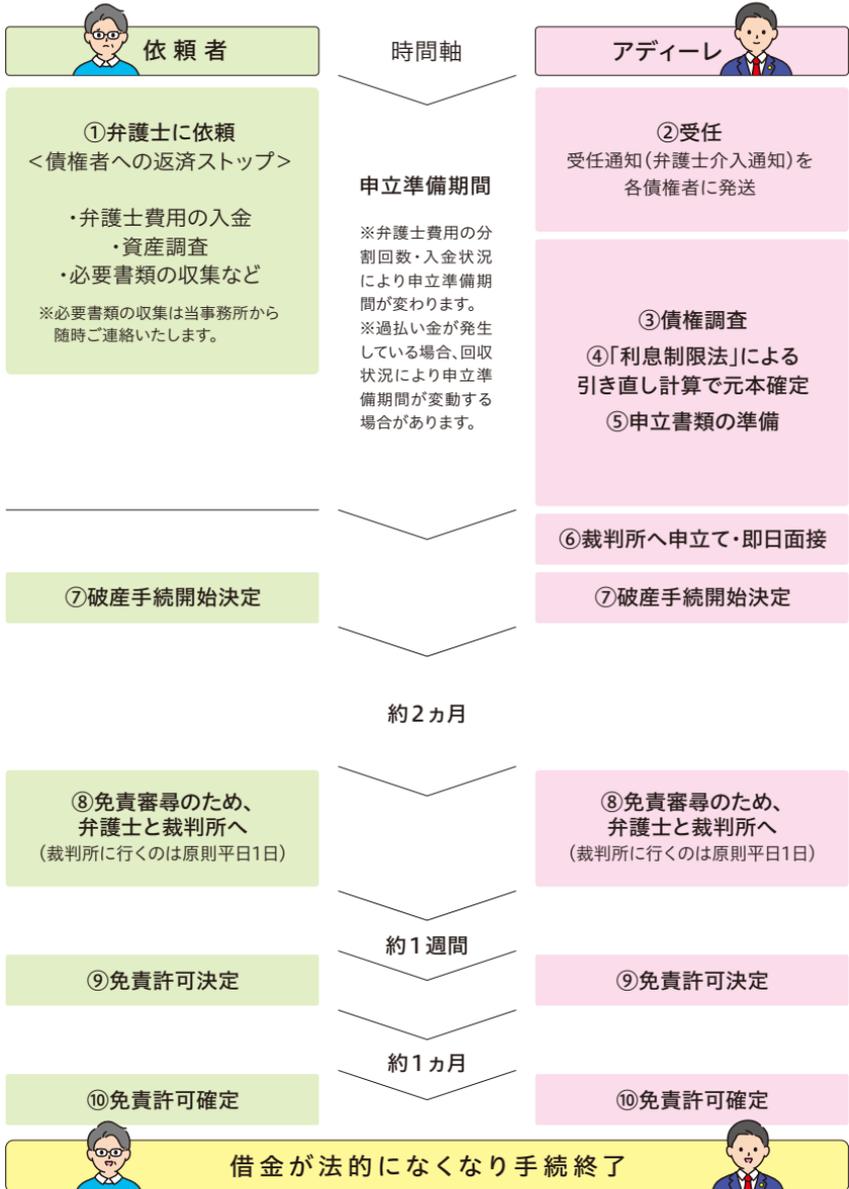
取立てが止まります!!



債務整理を弁護士に依頼すると、弁護士から各債権者へ受任通知(弁護士介入通知)が発送されます。受任通知には、①弁護士が依頼者の債務整理を受任したこと、②以後の連絡は本人ではなく弁護士へすること、③全取引履歴を開示すること、などの内容が記載されています。

債権者は受任通知を受け取ったあと、本人へ直接取立てをすることが法律上禁止されていますので、弁護士に依頼されたあとは取立てが止まり、加えて、債権者への以後の返済も一時的に止めることができます。現在取立てが始まっている方は、早めに弁護士に相談して、受任通知を発送してもらうことをおすすめします。

一般的な自己破産の手続の流れ **同時廃止** (東京地方裁判所の場合)



※少額管財・同時廃止のいずれの手続となるかは最終的に裁判所の判断となり、受任時の方針はあくまでも一応の見通しにすぎませんのであらかじめご了承ください。

弁護士費用と債務整理の準備

弁護士費用について①

ご相談時に事前見積りいたします。

◎過払い金返還請求

完済した業者 / 1社あたり

初期費用	無 料
弁護士費用	<ul style="list-style-type: none">・話し合いにより解決した(訴訟をしない)場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の22%(税込)・訴訟により解決した場合 基本費用: 6万6,000円(税込) + 報酬金: 回収した「過払い金」の27.5%(税込) ※基本費用および報酬金は、 回収した過払い金からお支払いいただきます。

【過払い金返還請求の注意事項】 ※万が一、回収した過払い金が基本費用および報酬金の合計額に満たなかった場合、不足分をお支払いいただく必要はありません。※訴訟で解決する場合、訴訟費用は依頼者の方のご負担となりますが、回収した過払い金を超えてお支払いいただく必要はありません。

◎任意整理 (過払い金返還請求を含む)

1社あたり

基本費用	4万7,300円(税込) ※債権者から提訴されている場合は、6万9,300円(税込)
報酬金	<ul style="list-style-type: none">・和解できた場合 (解決報酬金) 2万2,000円(税込)+・債務額を減額または免除することができた場合 (減額報酬金) 減額または免除できた金額の11%(税込)+・過払い金を回収できた場合 (過払金報酬金) 話し合いにより解決した (訴訟をしない) 場合 → 回収した「過払い金」の22%(税込)訴訟により解決した場合 → 回収した「過払い金」の27.5%(税込)

【任意整理の注意事項】 ※原則、4回までの分割払いが可能ですので、ご相談ください。※商工ローン、システム金融、不動産担保ローンの場合は、別途料金となる場合がありますのでお問い合わせください。

弁護士費用について②

ご相談時に事前見積りいたします。

◎民事再生 ※最大10回までの分割払いが可能です(再生委員報酬を除く)。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

住宅ローン特例あり・なし共通

基本費用	55万円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

住宅ローン特例あり・なし共通

基本費用	60万5,000円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

【民事再生の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。※再生委員が選任された場合、再生委員報酬が別途必要となります(申立地域により異なります)。再生委員報酬は申立後、分割で再生委員に直接積立していただきます。

◎自己破産 ※最大12回までの分割払いが可能です。

(1) 当事務所本支店の所在都道府県での申立ての場合

管財事件(少額管財事件を含む)

同時廃止

基本費用	55万円(税込)	55万円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財費用(管財人引継手数料含む) 20万1,000円が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。	・申立事務手数料 5万5,000円(税込)

(2) 当事務所本支店の所在都道府県以外での申立ての場合

管財事件・同時廃止共通

基本費用	60万5,000円(税込)
その他費用	・申立事務手数料 5万5,000円(税込) ・管財事件とされた場合、管財費用が別途必要となります。 ※管財費用は、申立地域により異なります。

【自己破産の注意事項】 ※上記申立事務手数料には、各地方裁判所までの弁護士の出張交通費、日当などが含まれています。

弁護士費用について③

ご相談時に事前見積りいたします。

◎ヤミ金融からの借入

1社あたり

基本費用

6万6,000円(税込) ※お支払い方法についてはご相談が可能です。

報酬金

- ・話し合いにより過払い金が返還された場合、または犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律もしくは犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づく被害回復手続により、被害回復分配金または被害回復給付金が支給された場合 → 回収した「過払い金」または支給された金額の22%(税込)
- ・訴訟により過払い金が返還された場合 → 回収した金額の27.5%(税込)

弁護士費用に関する注意事項

※弁護士費用の詳細はWebサイトをご覧ください。直接当事務所までお問い合わせください。※委任事務を終了するまでは契約を解除できません。この場合、解除までの費用として事案の進行状況に応じた弁護士費用をお支払いいただきます。※弁護士費用等については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算します。※本書に掲載する弁護士費用は2025年1月時点のものであり、今後変更の可能性がります。

弁護士費用が心配な方も安心!『3つのお約束』

当事務所では、弁護士費用でためらうことなく、安心して債務整理や過払い金についてご相談・ご依頼いただけるよう、『3つのお約束』をご用意しています。

気軽に相談! ▶▶ 3つのお約束

1 ご満足いただけなかった場合は…

基本費用の全額を

返金保証

(90日以内)※1

2 借金を完済した方は…

ご依頼時の

費用負担なし

※2

3 現在返済中の方は…

相談前の
過払い金診断が
無料

※1.返金保証をご利用するためには、次の全ての条件を満たす必要がございます。①ご依頼日から90日以内(ご依頼日翌日から起算します)に委任契約終了のお申し出をいただくこと ②その際に、本サービスの利用をご希望である旨のお申し出をいただくこと ③契約終了時にお送りするアンケート用紙のすべての項目に対してご回答いただき、アンケート用紙到着後2週間以内に当事務所にご返送いただくこと(必着)【注意事項】※ご依頼日は、当初委任契約(原契約)の成立日となります。そのため、当初委任契約の成立後、対応する業者の追加や方針(任意整理・民事再生・自己破産)の変更によって契約内容に変更があっても、本サービスの適用基準となるご依頼日(適用期限起算日)は、当初委任契約成立日となります。※返金保証の適用は依頼者の方から委任契約終了のお申し出があった場合に限り(信頼関係破壊に至ると判断せざるを得ないなど、やむを得ない事由により当事務所より委任契約を終了させていただく場合(任意整理契約書10条、法的整理契約書9条)は除きます)。※任意整理でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点ですでに和解済の業者については返金保証の適用除外とさせていただきます。なお、和解済業者以外の業者について委任契約終了をご希望されて返金保証の利用を申し出された場合で、和解済業者の基本費用や減額報酬金などの費用の清算が済んでいない場合は、ご入金済の金銭のうち、まずは和解済業者の残費用に充当し、充当後の残金があった場合に当該残金を返金いたします。※民事再生・自己破産でのご依頼の場合、委任契約終了のお申し出があった時点で申立済(すでに裁判所に申立書を提出している段階)の場合、返金保証の適用除外とさせていただきます。※返金保証をご利用いただき、当事務所より返金する場合、返金方法は依頼者の方のご本人名義口座への振込に限らせていただきます。なお、振込手数料は依頼者の方の負担とさせていただきます。返金対象金額が振込手数料相当額を下回る場合には、返金できませんので、ご了承ください。※事務手続がございますので、ご返金にはアンケートご返送後2週間程度お時間を頂戴しております。※ヤミ金融業者事件については、返金保証の適用除外とさせていただきます。※2.過払い金返還請求でのご依頼の場合、弁護士費用は回収した過払い金からのお支払いとなります。経済的利益を得られなかった場合には、不足分は請求いたしません。

アディーレ インフォメーション

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ①

アディーレは、費用面での“保証事務所”であり続けます。

1 費用面での“保証事務所”とは、どういう意味ですか？



費用面での安心を保証する法律事務所、つまり、お客さまがお金の心配をすることなく、安心して依頼できる法律事務所という意味です。「せっかく弁護士に依頼したのに、目的を達成できずにお金だけかかってしまった」、「解決はしたものの、弁護士に頼んだら逆に損をしてしまった」ということがないよう、アディーレでは、お客さまの経済的利益・成果を超える報酬はいただかない(★)、もしくはお返しすることをお約束しています。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」については、「お客さまの経済的利益」の内容については、各取扱いサービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

2 どうして費用面での保証をしているのですか？



「お金がかかりそう」というイメージだけで弁護士への相談や依頼をためらっている方がいるのであれば、その費用面での不安をなくし、一人でも多くの方が依頼しやすい環境を作ることが大事だと考えたからです。たとえば、依頼段階で支払う「着手金」は、結果の良し悪しにかかわらず、原則としてお客さまへ返金されないことが弁護士業界では一般的です。しかし、弁護士への依頼を検討されている方からすれば、「お金だけ損してしまう可能性があるのなら、気軽に相談することなどできない」と思われることでしょう。そこで当事務所では、「弁護士費用の常識」を覆し、依頼時のお客さまの躊躇(ちゅうちよ)をなくす、アディーレ独自の保証を提供しているのです。

アディーレが選ばれる理由

豊富な経験と相談実績

事務所設立から今日まで、債務整理、交通事故の被害、夫婦問題・男女トラブル、労働問題、B型肝炎の給付金請求、アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求など、数多くのさまざまな法律相談をお受けし、確かな経験とノウハウを培ってきました。

ご相談は何度でも無料

アディーレの多くの取扱いサービスは、何度でもご相談が無料です(※)。債務整理のご相談については、手続中だけでなく手続終了後も何度でも無料で承りますので、お困りのことがあればお気軽にご相談ください。

※一部サービスのご相談は有料となります。

より身近な、より依頼しやすい、法律事務所へ ②

3 依頼して損をすることは、本当にはないのですか？



ご相談内容から、「お客さまの権利や利益を実現できる見込みが十分にある」と弁護士が判断し、ご依頼を受けたにもかかわらず、結果として成果を得られなかった場合、原則お客さまの経済的利益を超える費用のご負担はありません(★)。たとえば、過払い金の返還請求のご依頼では、過払い金が回収できなかった場合はもちろん、回収した過払い金が弁護士費用を下回る場合にも、回収額以上の弁護士費用はいただきません。民事再生や自己破産などの法的整理のご依頼では、再生不認可・免責不許可という結果になった場合、基本費用等を全額返金いたします(再生不認可・免責不許可の原因により返金対象外となる場合があります)。

4 アディーレのどのサービスに対して適用されますか？



アディーレが提供する法的サービスすべてに適用されます。具体的には、債務整理・過払い金の返還請求、交通事故の被害、夫婦問題や男女トラブル(浮気・不倫の慰謝料問題、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)、労働問題(不当解雇、残業代請求、退職代行、労災問題)、B型肝炎の給付金請求、アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求、インターネット権利侵害、遺言・遺産相続などがあります。手続の種類によって、「着手金無料の成功報酬制とするため、利益を超える成果がなければ原則弁護士費用が発生しないもの」、「依頼時に基本費用をいただいたうえで、成果がなかった場合には、利益を超える基本費用をお返しするもの」など保証内容(★)は変わりますが、どのサービスであっても、依頼時点でお金の心配はいりませんのでご安心ください。

★依頼内容によっては、保証が適用とならない場合がございます。また、「成果を得られた場合」および「成果を得られなかった場合」について、「お客さまの経済的利益」の内容については、各取扱サービスによって異なります。具体的な保証内容や適用条件等の詳細は各サービスの弁護士費用ページをご参照いただくか、ご相談時に事務員・弁護士までお問い合わせください。

アディーレが選ばれる理由

事務所は全国65拠点以上

北海道から沖縄まで、全国に65拠点以上(*)を構えており、お客さまの最寄りの事務所でご相談いただけます。どの支店も立地に優れているため、来所をご予約のうえ、お出かけついでやお仕事帰りにもお立ち寄りいただくことが可能です。

*2025年1月時点。

相談しやすい環境づくり

事務所には無料駐車場やキッズスペース(**)をご用意し、遠方からお越しの方やお子さま連れの方など、どなたでも相談しやすい環境を整えています。ご相談は完全個室で行い、プライバシーを厳重に保護しておりますのでご安心ください。

**キッズスペースのない支店もあります。

手続の進み具合をカンタン確認！

アディーレダイレクト

アディーレダイレクトとは、債務整理手続の進捗状況や入出金状況、よくあるご質問などを、お持ちのパソコンやスマートフォンから確認できる、当事務所独自のWebシステムです。24時間365日いつでもアクセス可能で、ご自身の手続が今どのような状況かをWeb上で確認できるため、お電話での問合せが不要となります。また、状況が進んだ場合や、月々の積立金の振込期限・必要書類の提出期限が近くなった場合に、お客さまのメールアドレスへお知らせメールが届きます。



アディーレダイレクトのトップ画面



<https://www.adire.jp/direct/>

あなたの“気になる”を動画で解決！

アディーレYouTubeチャンネル

▼アディーレお客さまサポートチャンネル
債務整理を依頼された方向けに、裁判所へ提出する書類の取得方法や手続に必要な書類の書き方について、イラスト&写真付きで親切丁寧に解説！「弁護士に依頼したけど、わからないことがあ



ったらどうしよう？」と手続を前に不安がある方は、ぜひご視聴ください。

動画はこちら！



▼アディーレ法律事務所公式チャンネル
“弁護士YouTuber”が優しく&易しく解説する「気になるニュースを“法”で見る」、代表弁護士の想いや依頼者の方の貴重なインタビューを紹介する「これぞアディーレの“神髄”」など、弁護士をもっと身近に感じていただけ、新機軸の動画を続々と公開中です。



動画はこちら！



おわりに

ここまで、債務整理の基礎知識や手続の流れについて解説をしてきましたが、いかがでしたか？このハンドブックによって、あなたの抱える悩みや不安が少しでも軽減できれば幸いです。債務整理にはさまざまな種類がありますので、弁護士と相談しながら、ご自身に合う解決方法を見つけていきましょう。

それでは最後に、過払い金の返還請求が今後どうなっていくのか、簡単にご説明します。「グレーゾーン金利は無効」という最高裁判所の判決が出たことで、過払い金の返還請求が怒涛のように貸金業者を襲い、経営破綻に追い込まれる業者が増えています。実際に、中小規模の貸金業者数を含めれば、最盛期の1986年に4万7,504社あった業者は1,495社（2025年1月金融庁発表）まで落ち込んでおり、今後も業者数の減少は続いていくでしょう。

また、過払い金の返還請求には、最終返済日から10年（または過払い金が発生していることやその金額を知ってから原則5年）という時効がありますが、多くの方がその事実を知らずに、過払い金の返還請求をすることなく、時効を迎えてしまっているのも現状です。

こういった背景を踏まえると、過払い金の返還請求は「早ければ早いほどよい」といえます。あなたが過払い金の返還請求をしようとしている貸金業者も、いつ倒産するかわかりません。もし倒産すれば、過払い金を取り戻すことは難しくなってしまいます。

つまり、今行動しなければ、請求できるはずのあなたの過払い金が、知らぬ間に消滅してしまう可能性があるのです。

だからこそ私たちは、借金問題の解決へ向けて一歩を踏み出すあなたを支え、あなたを助ける、“身近な法律事務所”でありたいのです。

「 Restart with Adire 」

アディーレは、人生の再スタートを切る、“あなたの一歩”を応援します！

アディーレ法律事務所

- [本店所在地] 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
[拠点数] 全国65拠点以上
[代表弁護士] 鈴木淳巳 (愛知県弁護士会所属)
[所属弁護士数] 235名以上
[取扱いサービス] 債務整理 (過払い金の返還請求、任意整理、民事再生、自己破産)
交通事故の被害
夫婦問題・男女トラブル
(浮気・不倫の慰謝料請求・慰謝料減額、貞操権侵害の慰謝料請求、離婚問題)
労働問題 (不当解雇、残業代請求、退職代行、労災問題)
B型肝炎の給付金請求 アスベスト(石綿)健康被害の給付金・賠償金請求
インターネット権利侵害 遺言・遺産相続 など

[拠点一覧]

- 北海道 …… 札幌 旭川 函館 釧路 苫小牧 帯広
東 北 …… 青森 八戸 盛岡 仙台 郡山
関 東 …… 池袋本店 立川 北千住 町田 新宿 横浜 川崎 横須賀
大宮 川越 千葉 船橋 柏 水戸 宇都宮 高崎
中 部 …… 名古屋 名古屋栄 岡崎 静岡 浜松 沼津 岐阜 津 新潟 長岡
長野 松本 金沢 富山
関 西 …… 大阪 なんば 堺 枚方 京都 神戸 姫路 奈良 滋賀草津 和歌山
中国・四国 …… 広島 福山 岡山 高松 松山
九州・沖縄 …… 福岡 小倉 久留米 長崎 佐世保 熊本 大分 鹿児島 那覇

【著作権・免責について】

本書で公開している文章、商標、画像、デザインなどの一切のコンテンツの著作権は、アディーレ法律事務所に帰属します。コンテンツの使用、転用、複写、送信などあらゆる手段による無断利用は一切禁止します。また、本書で公開しているコンテンツの内容について当事務所はいかなる保証もいたしません。本書の利用によって生じた一切の損害について当事務所はいかなる責任も負いません。

【プライバシーポリシーについて】

弁護士には依頼者の秘密を守る義務があります。依頼者(有料無料を問わず、また電話やメールによる法律相談のみを依頼した方を含みます)の氏名、住所、連絡先などの秘密は厳守いたします。相談内容については、氏名や事案が一切特定されないように一般化したうえで、当事務所のホームページ・小冊子などで相談事例としてご紹介させていただくことがあります。

※本書で解説・紹介する内容は、特記なき限り2025年4月時点のものであり、法律・弁護士費用などは今後変更になる場合があります。

アディーレ法律事務所

池袋本店: 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
弁護士法人Adire法律事務所 [第一東京弁護士会所属]

ゼロイチニゼロ サイム ナシニ
 **0120-316-742**

朝9時から夜10時まで、土・日・祝も休まず受け付けております!

アディーレ 検索 <https://www.adire.jp/>